

醫界風土記

—(346)—

藩医一迫（いちのはさま）家が、累代に亘り医業を繼承して地域医療に従事していた。同家には只今沢山の古文書が所蔵されているが、その中に仙台藩赤子養育制度（一七九年頃制定か）と相前後して、中奥御郡（おごうり）の全域即ち、県北内陸一円に、消乳食丸として薬を無償で配布し、乳幼児の保健に非常な貢献をした書信記録が含まれている。

この記録は六通の関連文書から成り、始めに中奥御郡の制導役（えい児殺しを禁じて藩の養育費を交付する民間の係り）たちは、同地の大肝入に対し、「迫正安先生から毎年春と秋、二千貼（二貼は一袋のこと）で二十粒の丸薬在中」の消乳食丸を頂いてきたが、近頃需要があつたので是

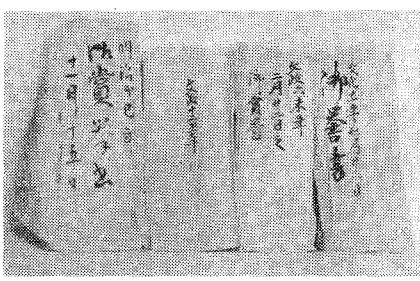
無償で、五千貼のうち二千貼は
弁償することをとりきめ、実
施されたのが同年の十月であ
った。僅か二箇月で住民の願
いが叶えられている。当時、
仙台藩は未曽有の大飢饉を
経過し、財政は今日の国鉄と
同様であった。領地は荒廃し、
農民の難船や逃亡が相次ぎ、
残留した農民は口べらしのや
むなきに至つた。身売り、年
季奉公は無論のこと、非人道

しかしながら、貧民層の間では乳幼児の死亡率は異常に高かつた。一迫正安父子は新妻とはじめ懇な間柄にあつた。窮乏のどん底にあつた藩政のもとで、共にすぐれた民生政策を推進し、医療福祉事業に取組んでいたのである。

正安が文化初年以来、春秋二回中奥の各村々に、二千貼もの消乳食丸を無償で配付し始めてから明治二年まで六十年間、四代にわたり本事業を

一、迫正安と乳幼児保健対策

卷之三



写真は仙台藩よりの褒賞状の一部

近年わが
準は向上し
變化してき
口も五五の
われ、なか
酒の数は一
のぼると堆
る。飲酒人